



## ESCO TECHNOLOGIES 社の人身売買に関するポリシー

### 適用範囲と背景

人身売買は、誰かが、強制サービスにある誰かを得るか拘束する際に関わる活動を説明するのに使われる包括的な用語です。意思に反して誰かを拘束したり他へ移送する、暴力、脅迫および/または甘言によって誰かを強制的に奴隷状態にする、人間を売買する、強制されている売春婦を雇ったり強制労働施設をよく利用することで人身売買を支持するなどが、いくつかの例として挙げられます。

米国政府は、人身売買を禁ずるポリシー（「以下「人身売買禁止ポリシー」）を採択しており、これには、同政府の請負業者およびその下請業者による人身売買関連の活動（下記参照）が含まれます。人身売買禁止ポリシーの記載ならびに斜体で書かれている下記の用語の定義は、連邦規則 48 巻にある連邦購入取締（以下「FAR」）の 22.17 項にあります。人身売買に関する追加情報は、米国務省 人身売買監視撲滅局（Office to Monitor and Combat Trafficking in Persons、<http://www.state.gov/j/tip>）のウェブサイトに記載されていることがあります。

当社の子会社が米国政府の請負業者または下請業者である場合、人身売買禁止ポリシーが直接適用されます。ただし、人身売買禁止ポリシーに記載されている人身売買の形態は、ESCO の企業価値観にとっても反倫理的であるため、ESCO はまた本ポリシーを、当社、子会社、その取引先に適用される ESCO 社のポリシーとして採択しました。

本ポリシーで用いられているように、文脈関係から特記が必要な場合を除き、「ESCO」には ESCO TECHNOLOGIES 社ならびに米国内外におけるその子会社、それぞれの社員すべてが含まれます。

### 期待されること

ESCO、その代理人および下請業者は、ESCO のビジネスに関連して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 深刻な態様の人身取引 に関与する。
- (2) 商業的な性的行為 をもたらす。
- (3) 強制労働 を用いる。
- (4) 発行機関にかかわらず、社員の身分証明書または入国書類（旅券、運転免許証など）に対して、破棄、隠蔽、没収、あるいは他の方法で当該社員によるアクセスを拒否する。
- (5) (i) 社員の採用または雇用の提供の際に、誤解を招いたり欺瞞的な慣行を用いる。例として、当該作業員にとって利用可能な形式かつ理解のできる文言・言語で基本的情報の開示を怠ったり、主な雇用条件（賃金、福利厚生、勤務場所、生活環境、居住費と関連費（雇用主または代理人が住居などを提供あるいは手配した場合）、当該社員に請求される相当な費用、該当する場合、仕事の危険な性質など）に関して社員の採用時に重大な不実表示を行ったりがこれに当たる。  
(ii) 採用が行われる国の労働法に準拠しない採用担当者を利用する。
- (6) 求人費用を社員に請求する。
- (7) (i) (a) 作業が発生している国の国民ではなく、かつ（米国外で行われる契約か下請契約の一部に対して）もしくは米国政府の契約か下請契約で作業する目的にて当該国に連れてこられた社員を対象として、または (b) 米国国民でなく、かつ米国政府の契約か下請契約で作業する目的にて米国に連れてこられた社員を対象として、当該費用の支払いが、既存の臨時雇用プログ

ラムに基づき、もしくは米国内で行われる契約か下請契約の一部に対して社員との契約書に従って必要である場合、雇用終了時に、帰国の手段の提供またはその費用の支払いを怠る。

(ii) ただし、本条項 (7) の要件は社員が、(a) 雇用の国に留まることを法的に認められておりしかも自分の意思で決定しているか、(b) その契約機関において認められた責任者が帰国の手段の提供またはその費用の支払いに関する要件から除外されている場合には適用されないこと、さらに

(iii) 本 (7) (ii) 条項の免責事項が適用される場合を除き、本 (7) (i) 条項の要件は、雇用の国で被害者サービスまたは法的救済を求める人身売買被害者に対して、もしくは人身売買に関連した強制措置における証人に対して修正されることを条件とする。そのような状況では、ESCO または下請業者（場合に応じて）被害者サービス、法的救済、または証人の活動を妨害しない方法にて、帰国の手段またはその費用の支払いを行うものとする。たとえば、証人がなお証言しなければならないときに証人に帰国の手段を提供することなどが例と挙げられます。

(8) 滞在国の住居ならびに安全の基準に適合しない住居を提供または手配する。

(9) 法令または契約によって義務付けられている場合、当該社員が理解できる言語・文言で、雇用契約書、採用同意書、または雇用に関する他の必須文書の提供を怠る。当該社員が仕事遂行のために転勤しなければならない場合、転勤の最低 5 日前に雇用関連書類を提供する必要があります。社員の雇用関連書類には、職務内容、賃金、求人費用の請求に関する禁止事項、勤務場所、居住費と関連費、休日、往復交通手段に関する取り決め、苦情申立の手続、人身売買を禁止する適用法規の内容に関する詳細が含まれます（がこれに限定されることはないものとします）。

#### 政府契約に対する追加要件

FAR 22.17 項の対象となる契約か下請契約に関連して、ESCO とその下請業者それぞれは、各自の社員に対して、人身売買禁止ポリシーで禁じられている活動、ならびに違反の場合に講ずる可能性がある処分（これには、契約解消、福利厚生への減額、解雇が含まれるが、これに留まらない）について通知するものとします。

FAR 22.17 項の対象となり、下記の条件を満たす契約か下請契約（ある場合）の当該部分に関しては、

(i) 米国（FAR 2 部で定義されている周辺地域を含む）外で取得される商用オフザシェルフ（COTS）品目以外の備品、および/または米国（FAR 2 部で定義されている周辺地域を含む）外で実施されるサービスの取得のためである場合、かつ

(ii) 推定額が \$500,000 を超える場合、

契約する ESCO の子会社は、当該契約（もしくはその部分）の規模と複雑性に適切なコンプライアンス計画の採用と維持を含む、FAR 22.1703(c) 条に規定されている追加要件に遵守するものとします。ESCO 法務部は、要請に応じてコンプライアンス計画の模範草案を提供します。

#### 報告

すべての ESCO 社員は、本ポリシーの違反が疑われる場合、ESCO 社行動規範に記載されているように、倫理担当役員への報告が義務付けられています。ESCO は、社員が政府当局に十分に協力するのを妨げたり妨害することはありません。

#### 処罰

ESCO は、本ポリシーに違反する社員、代理人、または下請業者に対して、最大で解雇を含む適切な処分を講ずるものとします。